

敦賀市新庁舎広告付き案内板及び広告付きデジタルサイネージ設置事業
プロポーザル募集要項

1 趣旨

この募集要項は、敦賀市新庁舎広告付き案内板及び広告付きデジタルサイネージ設置事業について、当該事業の内容に最も適した事業者を選定するためのプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

敦賀市新庁舎広告付き案内板設置事業

敦賀市新庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業

(2) 事業の内容

別紙「敦賀市新庁舎広告付き案内板設置事業仕様書」及び「敦賀市新庁舎広告付きデジタルサイネージ設置事業仕様書」（以下「両仕様書」という。）のとおり

3 設置場所等

(1) 設置場所 両仕様書のとおり

(2) 開庁時間 月曜日から木曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
金曜日 午前8時30分から午後7時まで

(3) 閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

(4) 参考数値 人口64,425人 29,074世帯（令和3年9月末現在）
令和2年度来庁者数 約94,000人

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告日から参加表明書等の提出期間の末日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。

(3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(4) 福井県及び敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 法人及びその役員が、敦賀市暴力団排除条例（平成23年敦賀市条例第14号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 国又は県内外の地方公共団体等において、設置実績があること。

5 スケジュール

公告日現在におけるスケジュールは次のとおり

内 容	スケジュール
公告	令和3年10月15日（金）
募集要項等の配布	公告日から 令和3年11月 5日（金）午後5時まで
質問書の受付	公告日から 令和3年10月25日（月）午後5時まで
質問回答書の公表	随時回答 令和3年10月29日（金）までに すべての回答を公表する。
参加表明書等の受付	公告日から 令和3年11月 5日（金）午後5時まで
企画提案書の審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和3年11月中旬（予定）
審査結果の発表	令和3年11月下旬（予定）

6 参加表明書等の提出書類及び提出方法

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和3年10月15日（金）から11月5日（金）午後5時まで

イ 配布方法 敦賀市のホームページからダウンロード

<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>

※ダウンロードできない者は、「12 担当部署」に連絡すること。

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第6号）を提出すること。

提出は参加表明書等の提出前に限り、質問書以外による受付を行わないものとする。

ア 提出様式 質問書（様式第6号）

イ 受付期間 令和3年10月25日（月） 午後5時まで

ウ 提出先 「12 担当部署」に同じ。

エ 提出方法 電子メール（着信を必ず確認すること。）

※タイトルは「【広告付き案内板及び広告付きデジタルサイネージ設置質疑】（事業者名）」とすること。

オ 回 答 提出された質問への回答は、令和3年10月29日までに市のホームページで随時公開する。なお、質問に対する回答は募集要項及び両仕様書を補足する。

カ その他 他社の提案内容や審査員の氏名等、選考の公平性を損なうおそれのある質問には回答しない。

(3) 参加表明書等の受付

ア 提出期限 令和3年11月5日(金) 午後5時まで

イ 提出先 「12 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時までの間とする。)又は郵送(書留郵便で提出期限までに到着したものに限る。)による。

エ 提出書類 以下一覧のとおり

No.	提出書類	提出部数
1	参加表明書(様式第1号)	各1部
2	会社概要書(様式第2号)	
3	設置実績書(様式第3号)	
4	価格提案書【広告付き案内板】(様式第4号の1) 価格提案書【広告付きデジタルサイネージ】(様式第4号の2)	
5	企画提案書(様式第5号を表紙に使用、枚数には含まない) ※文字サイズは11ポイント以上、カラー可、横書き、片面印刷、左綴じ、10枚までとする。提案内容を補足するための図表等(サイズ任意)の添付は可とし、枚数には含めない。 ※公平を期すため、社名等、応募者を特定できる表記を控えること。 ※審査番号は記入しないこと。	各6部

7 無効となる参加表明書等

次に該当する参加表明書等は無効とし、プレゼンテーションや審査等に諮らない。ただし、この場合においても「11 その他留意事項」に掲げるとおり提出書類等の返却はしない。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 「4 参加資格要件」各号に定める要件を満たさない者が提出したもの
- (4) 記載内容に虚偽の内容が記載されているもの

8 企画提案のプレゼンテーションの実施

提出された提案書をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によってオンライン等でプレゼンテーションを実施する場合がある。なお、詳細については参加表明書等を提出した者に対し、後日通知する。

- (1) 実施日 令和3年11月中旬 予定
- (2) 場所 敦賀市役所

- (3) 持ち時間 30分（企画提案内容の説明20分、質疑応答10分）
- (4) その他 プロジェクター、スクリーン、パソコン、電源コードは本市にて用意する。その他、プレゼンテーションに必要な機器類は応募者で用意すること。

9 企画提案の審査方法等

審査は、応募者から提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を参考に、別表の審査基準に基づき審査員が点数評価し、審議の上で優先交渉者を選定する。

10 契約締結について

審査の結果、選定された者を優先交渉者とし協議を行い、協議が調い次第、速やかに契約締結の手続を実施する。なお、辞退その他の理由により優先交渉者と契約できない場合は、次点優先交渉者と契約の交渉を行う。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加のための費用一式は、応募者の負担とする。
- (2) 本件に係る提出書類の一切は返却しないものとし、本件審査以外の目的で応募者に無断で使用しないものとする。ただし、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）に基づく請求がなされた場合は公開されることがある。
- (3) 提案書等の提出後は、加筆、修正又は差し替えは認めない。
- (4) 応募者が1社のみであっても、「4 参加資格要件」を満たす者であれば、本プロポーザルを実施する。

12 担当部署

敦賀市総務部契約管理課新庁舎整備室

〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

電話 0770-22-8195

FAX 0770-22-8262

メール keiyaku@ton21.ne.jp